

改正

平成15年9月12日条例第35号

平成17年9月30日条例第137号

令和3年3月31日条例第16号

奈良市勤労者総合福祉センター条例

(目的及び設置)

第1条 勤労者をはじめ広く市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇活用の充実を図るため、勤労者総合福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良市勤労者総合福祉センター	奈良市佐保台西町115番地

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 勤労者の教養及び文化の向上に関すること。
- (2) 勤労者の福利厚生及び健康の維持増進に関すること。
- (3) 勤労者及び市民の会議、研修、レクリエーション及びスポーツの場の提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者)

第3条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの利用承認及び利用制限に関すること。
- (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなけ

ればならない。

(開館時間)

第3条の3 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条の4 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日及び休日に当たるときを除く。）
- (3) 12月26日から翌年1月5日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(利用の承認)

第4条 センターのうち別表に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(利用承認の変更等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、センターの利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による理由により利用することができなくなったとき、又は利用することが不適当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により利用の条件の変更若しくは利用の停止又は利用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(定期利用)

第5条の2 ワークスペース及びトレーニングルームは、1箇月を単位として継続して利用することができる。

2 前項の規定による利用（以下「定期利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第6条 センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、前条の利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第8条 既納の利用料金は還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(特別の設備等)

第10条 利用者は、センターの利用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において必要な設備をさせる

ことができる。

3 利用者は、前2項に規定する設備をした場合は、センターの利用が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。

4 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを行い、その費用を利用者から徴収することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第12条 センターを利用する者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第13条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等又は展示物を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行った奈良勤労者総合福祉センターの利用承認は、この条例の相当規定によりなされたセンターの使用承認とみなす。

附 則 (平成15年 9 月12日条例第35号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年 9 月30日条例第137号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が行ったセンターの使用承認及び市長に対して行われた当該使用承認の申請は、同日以後においては、指定管理者が行ったセンターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

附 則 (令和 3 年 3 月31日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市勤労者総合福祉センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用承認に係る利用料金から適用し、同日前の使用承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第 4 条、第 6 条関係)

1 多目的ホール、リハーサル室、ワークスペース、会議室、研修室、和室、技能講習室、実習室及び多目的スペース利用料金の上限

区分		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
		9 : 00～11 : 00	11 : 00～13 : 00	13 : 00～15 : 00	15 : 00～17 : 00	17 : 00～19 : 00	19 : 00～21 : 00
多目的ホ	体育室と						

ール	して 独占 利用	2, 200	2, 200	2, 200	2, 200	4, 400	4, 400
	体育 室と して 部分 利用	1, 100	1, 100	1, 100	1, 100	2, 200	2, 200
リハーサル 室		1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	2, 000	2, 000
ワー クス ペー ス	個別 利用 (1 人当 たり)	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000
	オー プン 利用 (1 人当 たり)	800	800	800	800	800	800
会議 室A	独占 利用	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	2, 000	2, 000
	部分 利用	500	500	500	500	1, 000	1, 000
会議室B		1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	2, 000	2, 000
研修室A		1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	2, 000	2, 000
研修室B		1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	2, 000	2, 000
和室	独占	1, 000	1, 000	1, 000	1, 000	2, 000	2, 000

	利用						
	部分 利用	500	500	500	500	1,000	1,000
技能講習室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
実習室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
多目的スペース		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000

備考

- 1 利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、規定の利用料金の1時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 2 多目的ホールの冷暖房施設の利用料金は、規定の利用料金の100分の20に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために利用する場合（ホールとして独占利用する場合に限る。）の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。
- 4 「部分利用」とは、床面積の2分の1以下を利用する場合をいう。
- 5 多目的ホールを利用する場合において、次のいずれかに該当するときの利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。
 - （1）500円を超える入場料を徴収するとき。
 - （2）会費又は協力費を徴収するとき。
 - （3）会員制度により会員を招待するとき。
 - （4）商品等の売上高により招待券を発行するとき。
 - （5）その他これらに準ずるとき。
- 6 実習室を陶芸焼窯の本焼又は素焼のために利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。
- 7 「個別利用」とは、個人でワークスペース内の個室を利用する場合をいう。
- 8 「オープン利用」とは、ワークスペース（個室を除く。）を利用する場合をいう。
- 9 次に掲げる者以外の者（以下「市外利用者」という。）が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ

め市長の承認を得て定める額とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市内に存する学校に在学する者

10 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

11 ワークスペースの定期利用の利用料金は、月額32,500円とする。

12 多目的ホールをホールとして独占利用する場合の利用料金は、当該ホールを体育室として独占利用する場合の利用料金の100分の200に相当する額とする。

2 トレーニングルーム、シャワー室及びサウナ室の利用料金の上限（1人1回につき）

区分	利用料金
トレーニングルーム	500円
	回数券（11枚）5,000円
シャワー室	100円
サウナ室	150円
シャワー室・サウナ室	200円
トレーニングルーム・シャワー室・サウナ室	650円
備考	
トレーニングルームの定期利用の利用料金は、月額6,200円とする。	

3 テニスコートの利用料金の上限（1面につき）

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～19:00	19:00～21:00
テニスコート	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
備考						
1 照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき600円を加算した額とする。						
2 市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の200に相当する						

額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

- 3 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の額の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 附属設備及びその利用料金の上限

市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額